

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

地方自治

<内容・目次>

- 《第28回静岡県地方自治研究所総会記念講演》
◇「戦争をする国づくり」と地方自治
東海大学教授 永山茂樹 3
- ◇ブラ林 in 浜松
ミャンマーの足跡をたどって 17



ネットワーク

しまおか

No100号

2024年9月13日

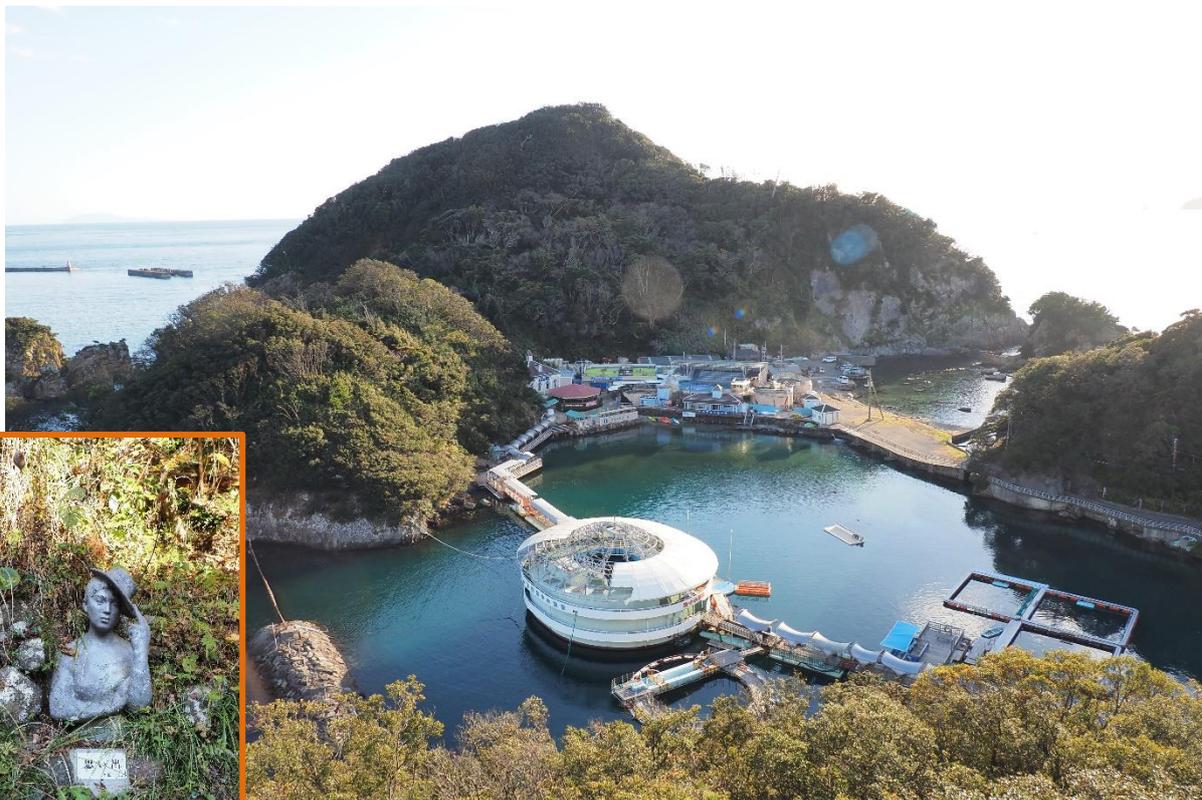


静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目2-1
セキスイハイムビル7F 静岡自治労連気付
Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057
jichiken@s-jichiroren.com

発行人・川瀬憲子 編集人・菊池智博

天下統一に向け、歩みをすすめていた豊臣秀吉に対し、後北条氏が秀吉方との対決に備え、南伊豆防衛の拠点として築城した、伊豆半島でも最大規模の山城・下田城が、現在の下田公園です（下田市HPより）



下田公園から下田海中水族館を見下ろす

「戦争をする国づくり」と地方自治

東海大学教授 永山茂樹

2024年7月6日に開催された静岡県地方自治研究所総会で行われた東海大学永山茂樹教授の講演をまとめたものです。

はじめに

私は憲法を専門に研究をしています。憲法というと、日本「国」というか、どうしても中央に目が集まりがちです。平和の問題でも、概して国政レベルのことや、国の行う戦争のことに多くの人が注目しています。

しかし戦争や平和の問題というのは地方政治のありようと密接に関わっています。また、地方自治の担い手である地方自治体とその住民の動きも問われるのではないのでしょうか。ですから「戦争する国づくり」ということを、あるいは言葉をかえれば「戦争しない国づくり」ということを、地方との関係でも考える必要があります。こういう問題意識を前提にして、本日は「戦争する国づくりと地方自治」というタイトルでお話をしようと思います。

1 軍事主義＝中央集権国家の歴史

(1) 戦争をする近代日本

「戦争をする国づくり」のはじめに、軍事主義と中央集権の国家の歴史について考えてみたいと思います。日本では、地方自治国家とは違う中央集権国家が、軍事主義の国家を支えてきたのではないかということです。

明治以降の日本は近代化を進めてきましたが、その歴史は戦争の歴史そのものでした。改めて言うまでもないことかもしれませんが、近代日本は、絶え間なく戦争を続けています。ではこのような戦争をする近代日本は、いったいどうして生まれてしまったのか。いろいろな説明があると思います。私が注目するのは、欧米諸国、イギリス、アメリカ、フランス、あるいはその

後のドイツやロシア、そういった欧米諸国に比べて近代化が遅れていたということです。

そういう条件の下で、中央政府が主導し、いわゆる「上からの近代化」を強引に進めることになります。「上からの近代化」というのは、憲法史を勉強するさいによく使われる言葉です。一般庶民やブルジョアジーが主体になって市民革命をおこし、それを契機にしてすすめられた近代化とは違います。もともとの特権層、日本のばあいですと旧幕府や各藩の武士階級、彼らがその後の明治政府の中枢にすわって、一般庶民らの意思と無関係にすすめていく近代化のことを、比喩的に「上からの近代化」と言います。

「上からの近代化」の内容は、一つは富国強兵です。強い軍隊を作り、他国に負けない強い国づくりをする。さらには他国と領土争いをして、植民地をひろげる。それから上からの殖産興業ですね。下からの自然発生的な資本主義の発展とは違って、国家が主導して市場の仕組、産業の仕組みを変えていく。そうやって資本主義の発展を進めます。

そういうプロセスのなかで、明治政府、明治日本の基本的性格がかたまっていきました。その一つが軍事主義です。民のことをあとまわしにして、軍を重視する国家をつくっていく。これはもちろん欧米列強との関係において日本の自立をどう確保するか、という意味もあります。それと同時に、朝鮮半島や中国をはじめとするアジアに対して日本が軍事的に進出、侵略することでもあります。旧武士、すなわちいくさを生業にしていた階層が新政府の中枢についたことも関係したのかもしれませんが。

もう一つは、東京に権力を集中させ、全国津々浦々をそれに従わせる中央集権です。地方でおきる、新政府の経済政策に不満を持つ士族や農民の反乱、自由民権運動を抑え込むこと。これも日本の近代化の中の大きな課題であったわけです。ですから近代化の道において、軍事主義と中央集権という性格が絶対に必要なものとして考えられていました。

ではこういう近代化は、大日本帝国憲法（明治憲法）とどうかかわったのでしょうか。

ここにかかげたのは、憲法が発布されたときの式典の様子を描いた有名な絵です。実際にその場でスケッチしたものではないらしいのですが、この図がなぜ重要かという、明治憲法の特徴をよく表しているからです。天皇が椅子から立ち上がっています。二段ほど下って、平地のところ立っている人に、天皇が明治憲法を与えています。受け取るのは、初代首相の黒田清隆。天皇が自分の臣民、つまり家来に憲法をさずけるという上下関係がありますね。憲法を作るのは「お上」です。こういう憲法なのです。



国王や皇帝などの君主が国民に与える。こういう作りの憲法を、一般に「欽定憲法」（きんていけんぽう）と呼びます。でもそれは、立憲主義の憲法からするとちょっと異質なのです。なぜかという、一般に近代立憲主義の憲法とは、国家権力を拘束すること、国家権力を行使する国王や政治家を拘束することが目的である。だから統治者が被統治者である国民に与えるものではありません。

ちなみにこういった立憲主義のイロハを浮き彫りにしたのが、故・安倍晋三さんの功績の一つです。安倍さんがあまりに乱暴な政治をやっ

たから、「立憲主義」という言葉の意味と重要性が多くの人に伝わりました。そういうことからいって、安倍さんに足を向けて寝られません。

憲法の本質は、下が上を拘束する点にあります。近代立憲主義とはそういう意味です。しかし明治憲法は逆で、上が下に対して憲法を与えたものです。憲法の発布式の姿は、明治憲法の基本的な性質を象徴しています。こうやって上から与えられた憲法なので、国家権力を憲法によって拘束するという考え方は、全体として弱いのです。

この憲法のなかには、軍事主義的なところが少なくありません。大日本帝国憲法よれば、に天皇は大元帥であり、軍の統帥権を持っている（憲法11条）。統帥権とは、あっちに出かけていって敵を殺してこいと兵士に命じる権限です。それから軍の編成権、どのくらいの船を買うとか、どのくらいの兵士をそろえるかということも、天皇の権限です。この編成権も憲法に書かれています（12条）。

それから戒厳権。通常の政治手続・政手続を停止させ、かわりに軍隊が統治をすることを戒厳といいます。戒厳を決めるのは天皇です（14条）。たとえば1924年に関東大震災が起きると、すぐ天皇が戒厳を宣告しました。そうすると東京や神奈川などの被災地は、通常の行政機関ではなく、軍が統治することになります。

こういった天皇の持つ権限を、まとめて「大権」と言います。大権の行使にたいして、臣民が拒否できないことはもちろんですが、議会もまたそれを統制することは考えにくい。政治の分野で天皇が非常に軍事的な力を持ち、それに一定の抑制をかけることが考えられていない。天皇は神聖で侵してはならない存在です（3条）。

それから軍事主義の最後に、臣民には兵役の義務が課せられていました（20条）。これが大日本帝国憲法の軍事主義的な面でした

次に中央集権の方はどうだったのでしょうか。大日本帝国憲法に「地方自治」の概念がまったく登場しないことはご存じかと思います。「地方制度」すら書かれていません。なぜかという、

府とか県などの地方組織は、国（中央政府）の行政機関の一つにすぎないからです。国の考えをそのまま全国・地方に伝えていくことが府県の役割でした。ですから憲法の中に「地方」という言葉がなくても、上意下達で行政をすすめれば、それで完結してしまうのです。このばあい府県は、「自治権をもった自治体」ではありません。

伊藤博文たちは、国王制を採用したドイツ・プロイセンをまねして、上から憲法を作ろうとします。でも民間でも、自分たちで憲法を作ろうという動きがあり、いろいろな案が出ました。そのなかでも東京・五日市の農民たちが集まって「五日市憲法」を作ったことは有名ですね。そういう民間のさまざまな憲法（これを私擬（シギ）憲法といいます）のなかで、植木枝盛（うえき・えもり）という人がこしらえた憲法案があります。彼の憲法案には地方自治の考え方があって、連邦制を導入することも主張していました。上からの明治憲法が地方自治をまったく無視したのと対照的に、民間の憲法草案の中には地方自治を重視することがあったのです。

私擬憲法について、昔は図書館にある資料集で勉強したんですけど、今はネットで探して読むことができます。地方自治だけでなく、議会制民主主義とか人権とかに理解のある人たちが意外と多かったことがわかります。こういった憲法案そのものを読むと、「もう少し違った日本の近代化の道があったのかもしれないな」と思いをはせることができます。

さて、こういった軍事主義と中央集権というものが日本の近代化の柱であったことをお話ししました。では中央集権が軍事主義とどうつながるのでしょうか、それをドイツの例でみましょう。ナチス党は1932年の選挙の結果、議会第一党になりました。それから野党の共産党、社会党などを弾圧して、最後にはナチス党以外の政党を認めないという乱暴な政治を進めました。このナチスが、1933年に地方制度に手をつけま

す。

ドイツはもともとたくさんの小国に分かれて

いたのを、近代になってプロイセンが中心に統一します。そういう歴史があるから、ザクセンとかバイエルンとかそれぞれの州（ラント）の独立性が強かったのです。それにたいしてナチスは何をしたかという、ワイマール憲法（1919年）が保障した州の自立性を全部ひっくり返して、州知事は中央が任命することにしました。それから州議会を解散します。こういった州制度の骨抜きを「強制的同質化」と言いました。異質性のあるものを強引に一つにまとめてしまうということなんですね。そうやってナチスは、中央集権と軍事主義を同時並行で進めていったわけです。ワイマール憲法を無視して州知事を任命制にするなんてひどいじゃないかなと思いますが、後ほどお話しするように、これは大日本帝国憲法下の日本でもやっていたことです。この点では日本の方がナチスドイツに先行して、地方の自立性を否定する政治を行っていたのです。

日本の話に戻りましょう。大日本帝国憲法とはどんな憲法か。いろんな点に着目して特徴を言うことができますが、今日の話との関係でいえば、軍事主義であり同時に中央集権主義であり、その結果として、戦争をする国家がつくられたといえます。ここまでかなり大雑把に中央集権だとか軍事主義だとか申し上げてきましたけれども、もう少し細かくその特徴を見ていこうと思います。これからお話しすることは大日本帝国憲法下でどうだったかということです。しかし大日本帝国憲法下の軍事主義、中央集権が、2000年代の日本で再現されているようにも思います。これは今の日本で起きていることじゃないか。

軍事主義国家

中央集権国家

大日本帝国

(2) 内務省を通じた中央集権

内務省という役所は今はありませんが、いまある総務省の祖先にあたります。総務省には力

があって、いろんなことを何でも総務省がやる傾向にあります。戦前の内務省も同じようにいろいろなことができました。この内務省が軍事主義、中央集権国家の形成に大きな役割を果たす役所として機能していました。

内務省がやることとして、まず府県知事の任命があります。任命されるのは内務省の役人で、彼らが知事として府県に派遣される。官選知事は、中央の考え方を全国津々浦々で実施する役割を持っていた。こういう内務省の権力があってはじめて明治の中央集権国家が機能していたのだと思います。戦前の沖縄で最後の知事になった島田勲（しまだ・あきら）を描いた映画があります。映画の中で、内務省から島田の家に「お前、知事やれ」と一本の電話がいく。そうすると知事になって、沖縄に派遣されるという場面があります。なるほどこういうものだったんだなと思いました。そこには、住民の意思はまったく関与していないのです。

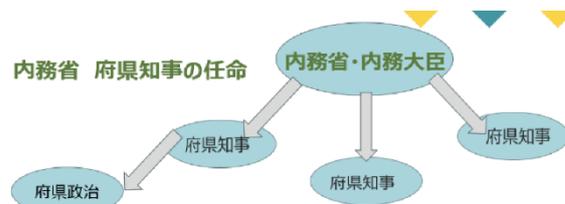
官選知事制が中央主権国家を成り立たせていた一つの要素であることは、もうおわかりでしょう。中央主権国家は、内務省の存在なしには考えられなかったのです。

それで今はどうかと言いますと、憲法 93 条 2 項によれば、地方公共団体の長について「その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」とあります。官選ではなく民選です。ただ数年前に調べたことがあるのですが、全国の知事のだいたい 2 割ぐらひは総務省の官僚出身者でした。傾向としては今もそんなに違ってないだろうと思います。それから知事とべつに、副知事などが中央から派遣されているケースもけっこうあります。

知事は住民が直接選挙で選ぶといいながら、実態では、総務省（昔の内務省）の役人だった人が知事になっている。そうすることで、中央が地方政治をコントロールすることを可能にする関係が成り立っているのです。これはかなり注意しないとイケません。

もう少しこの話をしましょう。大日本帝国憲法下では内務省が地方を束ねていたと言いま

た。内務省はたくさんの局をもっていて、長い歴史の中で局の編成にも変遷があるのですが、そのなかで 1898 年から 1947 年まで地方局というものがありません。この内務省地方局が、衆議院議員選挙を実施するときに、各地で露骨に干渉をしたことがあります。そのときには、内務省一府県知事一地方官吏という上意下達の指揮系統が利用されたといわれています。



つぎに徴兵にかかわる事務です。すべての臣民（といっても、男性に限られていましたが）には兵役の義務が課せられましたが（憲法 20 条）、そのためにはさまざまな事務仕事が必要です。例えば何歳の男の子がだれで、どこに住んでいるのかということ把握しなければなりません。市町村役場にある臣民の情報がないと、全国一律に臣民を兵役につかせるのは難しいわけです。ですから内務省は、市町村が持つ情報を徴兵のために使うように統制していく。徴兵に関する書類をまとめて名簿化し、それを府県や軍に提出させる。それだけでなく、出征した後の家族にたいする援護や、戦争で亡くなった兵士の公葬なども、そういう枠組みの中で行われていたようです。

勘のいい方はお分かりだと思いますが、昨今、自衛隊員が不足しており、定員に満たない状態が続いています。陸上自衛官のばあい、充足率は 90% を少し上回るくらいです。そこで自衛隊員にならないか、というリクルートが行われていますが、そのために住民基本台帳が使われています。住民福利のために自治体が保有している個人情報自衛隊員募集に使うのは明らかな目的外使用で、プライバシーの侵害です。でも防衛省の求めに応じて、自治体は名簿を防衛省に提供しています。もっともあまりに評判が悪かったので、「提供されるのは嫌だ」という人に限定して情報は出さないように制度が改められ

ました。でも原則は出してしまうことになっている。徴兵を円滑に行うために、地方が持つ個人情報を利用させるというのは、内務省がやっていたことと同じなんです。

内務省には土木局という局がありました。土木局って、国土交通省の管轄という感じがしませんか。しかし戦前の内務省には土木局があり、全国のインフラ、道路、河川、港湾は内務省が管轄しました。

港湾はどうだったのでしょうか。港はもちろん商業や旅行に使いますが、とくに戦時期には兵士輸送を優先させます。商売は後回しにして、個人の旅行なんてもってのほかだという時代だったのです。それから産業にとっても港湾は重要です。よそから原料を持ってきて、そこで加工をして、またどこかに運んでいくところですから、港湾周辺地域の管理も軍事国家には重要だったということは想像に難くありません。このように港湾は軍事的機能を強く持つので、だから内務省がそこを押しえようとしたわけです。そういったわけで、明治憲法時代につくられた港湾に関するルールのほとんどは内務省管轄です。連合国の爆撃対象に港湾が選ばれるのは当然のことでした。



これは横浜の地図です。右下の白い部分は東京湾です。赤茶色は、戦時中に被弾、焼失が多かった場所を示します。海に面しているところ、南東部から北東に向け全体的に赤茶色になって

います。横浜全体が空襲の対象でしたが、とくに港が軍事的な機能を持っていたことから、港に爆撃が集中したことがわかります。戦争が終わった後、第一復員省が港湾の被災状況をまとめました。それをみると、横浜と同様、全国で特に軍と関係を持った港湾が攻撃の対象になったことが明らかです。

しかし第二次大戦後に制定された港湾法によって、港湾の管理は地方自治体の権限となりました。内務省がすすめた軍事主義的・中央集権的な港湾行政は否定されたのです。

内務省の話が続けます。内務省には警保局（ケイホキョク）という局がありました。全国の府県警察に特別高等課がありますが、一元的な元締め役目を果たしたのが、この内務省警保局です。

第二次世界大戦後、警察はこういう中央集権を改め、地方ごとの自治警察に変えたんですね。ところがいろんな事情があって、戦後の自治警察の仕組みは解体され、今の警察は、自治警察の要素と国家警察の要素が重なっています。ただそれは危険なことなのです。内務省が担った国家警察（その代表が特高です）がきちんと精算されないままだったからです。にもかかわらず自治警察をふたたび国家警察に戻してしまいました。

この警保局は検閲もやっています。検閲とは国家が、映画・出版・新聞・演劇などすべての表現内容を発表前に検査し、場合によっては（天皇制や資本主義を批判する内容は、それに該当します）その発表を禁止する仕組みのことです。これは国民の自由を奪うものなので、日本国憲法 21 条 2 項は「検閲は、これをしてはならない。」と規定します。

もう少し思想統制について挙げておきましょうか。国民精神総動員体制が確立するのは 1937 年です。「挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為此ノ際時局ニ関スル宣伝方策及国民教化運動方策ノ実施トシテ

官民一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス」ということが、閣議で決められました。このなかで「国民教化運動」という部分に着目してください。その中心に内務省がいて、企業、学校、町内会、それに家庭や一人一人の私生活に至るまで国が統制しようとしたのです。

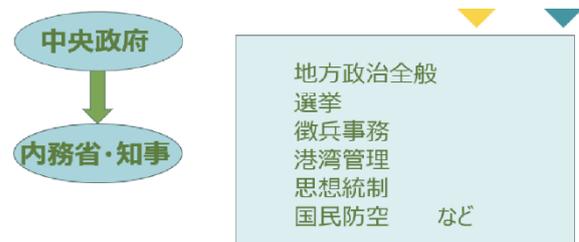
ではこういった国民の思想統制というのは、今はどうでしょうか。国民の思想に対して国が強引に介入していくことがあるのではないかな。そのことを気に留めたいところです。

つぎに、国民防空の話です。1937年に防空法が制定されました。防空法運用の中心にいたのが内務省です。防空に必要な事項を知事に指示し、知事は各府県で必要なことを定めます。でも知事は中央から派遣されていますから、結局、中央の言いなりになりますね。

誤解してはなりません。防空法は、住民の安全を確保することが目的ではありませんでした。当時、防空法の解説書がたくさん出版されています。子ども向けの解説とか、町内会向けの解説とかもあります。それには、たとえば「上から焼夷弾が降ってきた」とき、「焼夷弾は恐れて逃げてはダメ」で、「落ちてきたものは布団とかホウキで叩いて消せる」「落ちてきて何分以内であれば大丈夫」と書いてあります。「危ないから早く逃げろ」と言うべきところを、逃げるな、消せと、口を揃えています。このように国民を「教化」しようとしていたのです。

今どうかというと、これはJアラートですね。子どもたちに学校の机の下に潜れと教えています。でもミサイルが飛んできたとき（しかも日本政府によれば、それには核兵器が搭載されているかもしれないのです）机の下に潜ればいいんだということは、馬鹿馬鹿しいです。これでは戦時中の国民防空と同じです。がんばればなんとかなるからみんながんばれ、というのは、無責任でしょう。

ちなみに緊急事市町村に流す仕組は、内務省の後継である総務省が管轄しています。そういうところでも、国民防空の発想は、Jアラートにつながっているといえます。



結局、地方政治全般、それから選挙、徴兵事務、港湾管理、思想統制、国民防空、つまり私たちが考える軍事国家のいろいろな政治が中央集権的に行われていた、内務省が中心になっていたということがかなり言えるんじゃないでしょうか。

そしてところどころでふれたように、それが今いろいろな形で復活しています。たとえば住民基本台帳をつかって自衛隊員を募集するとか、自治体が管理権をもつ港湾管理にたいして中央が口を挟もうとしているとか、です。このままでは戦前の軍事主義的中央集権が全部再現されていくのではないかな。そういったことが危惧されます。

2 日米安保体制における自治体動員

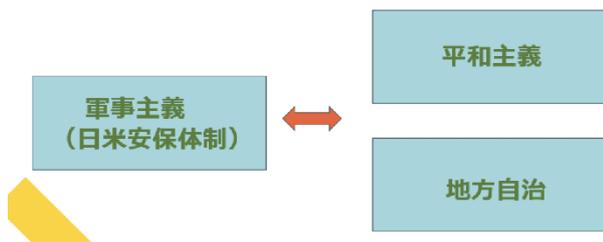
(1) 日米安保体制への地方の動員

ここからは、日米安保体制のもとで、地方自治体がどう動員されるかという仕組みについてお話しします。

戦後日本はポツダム宣言の受諾によって武装を解除し、軍隊を持たない国に生まれ変わりました。日本国憲法9条1項は戦争を放棄すること、同条2項は戦力を持たないことを規定しています。にもかかわらず、朝鮮戦争時、警察予備隊令に基づいて警察予備隊が1950年につくられ、さらに、防衛二法（防衛庁設置法、自衛隊法）が1954年に制定されました。今からちょうど70年前のことです。

現行の日米安保条約が衆議院で成立したのが1960年5月。最終的に6月に自然成立しました。しかし現在はさらに進んで、日米安保体制が「深化」、つまり深まっています。もちろんこの日米安保条約、自衛隊法のような軍事主義法制は、憲法9条の平和主義に反していると思います。

憲法に反する法律も条約も、違憲無効のはずです。では日米安保体制は、憲法の定める地方自治とどう関わるのでしょうか。



日米安保条約をうごかすために、日米ガイドラインという行政文書が作られています。1978年に第1次、97年に第2次ガイドラインが作られました。第2次ガイドラインのなかには、自衛隊の動かし方だけでなく、日米安保体制のもとで地方をどう動員するかということが書かれています。後方支援として、「日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、おのこの能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する」とあります。ここで「後方支援活動」とは、文字通り、米軍を後ろから支援することです。国（中央政府）も、地方公共団体も、それに民間も後方支援を行うということが、ガイドラインには書かれています。

2014年7月の安倍内閣の閣議は、それまで憲法に反するとされていた集団的自衛権行使のための武力行使を合憲とするという、憲法解釈の変更を行いました。翌15年9月、安倍内閣の時に安保関連法が作られました。両者には含まれた15年4月に、第3次ガイドラインができました。これが今使っているものです。地方の役割についての記述は、先ほど紹介した第2次ガイドラインと変わらず、「日本政府は地方政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」とあります。しかし、第2次ガイドラインとは、決定的な点で大きな違いがあります。それは14年の閣議決定と15年の安保関連法によって、集団的自衛権の行使が容認されているということです。だから第3次ガイドラインがいう後方支援は、

「集団的自衛権を行使するときの後方支援」ということを意味します。これが第3次ガイドラインの特徴です。

ところがガイドラインは行政文書なので、法律のような法的拘束力が伴いません。そのことは国にとってはあまり面白いことではありませんから、いざという時にそなえて、国が法的な拘束力を持って地方を動員することを考えないといけないわけです。これがガイドラインの法制化という課題です。

重要影響事態法では、「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる」（9条）というように、協力を求めることができます。しかし県や市の側は協力しなければいけないとまでは言っていません。協力を国が求めることができるという程度にまで、法制化が進んだということです。

ただ実際に協力を求められたとき、自治体がそれに従わないでいられるかということ、容易ではないでしょう。前にも触れましたが、都道府県知事は2割ぐらいが中央から派遣されています。それから国は地方自治体に対して財政的な裁量権を持っています。ですから国が協力を求めた時に、知事は多分NOとは言わないだろう。だからガイドラインに法的な強制力がないとしても、それ以外の法律の強制力や、国の財政措置を通じて、事実上の強制力が生まれるのです。

では、自治体はどのような領域で後方支援を求められるのでしょうか。重要影響事態法の別表1にそれが具体化されています。補給、輸送、修理及び整備、医療、通信、空港及び港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務とあります。

武力攻撃事態及び存立危機事態対処法が定める武力攻撃・存立危機事態においても同様です。「地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に

協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。」とされます（同法 5 条）。このなかには、物品、役務、施設の提供が含まれます。さらに内閣総理大臣は、一定の条件を設けた上で、地方公共団体の長等に対処措置を実施すべきことを指示することもできます。

さらに自衛隊法を見てみましょう。自衛隊法 76 条で、武力攻撃事態（他国からの武力攻撃が発生した事態）・武力攻撃予測事態（武力攻撃が起きる明白な危険が切迫していると認められるとき）・存立危機事態（アメリカに対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態）に、自衛隊が防衛出動を行うことが規定されています。そして 103 条では、こういった防衛出動のさい、知事には「病院、診療所その他政令で定める施設…を管理し、土地、家屋若しくは物資…を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用する」権限、「防衛大臣の要請に基づいて、知事は病院や診療所の管理、土地や家屋の使用、取り扱う物資を保管することの命令」、「医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事すること」の命令権などが規定されています。その知事の命令は防衛大臣の要請に基づくのですから、けっきょく、知事が間に立って国の要請を住民に伝えるということになっています。

自衛隊と米軍がいっしょに戦争をする仕組みが整えられていて、地方自治体はそれを後方で支援する。その一部は法制化されているということをお話してきました。地方自治体と住民にとって、「戦争をする国づくり」は決して他人事ではないということがおわかりいただけるでしょうか。

3 日本国憲法に基づく平和自治権

(1) ポツダム宣言の受諾

それではこんどは逆に、憲法の平和主義の立場から、なにをどういうふうにやればよいのか、ということを考えてみます。憲法の立場から、国（中央政府）にたいして我々が要求すべきこと・やるべきことはないのでしょうか。

1945 年 8 月に日本はポツダム宣言を受諾しました。日本の無条件降伏の宣言ですね。この宣言の中身を知らないとき開き直ったのが安倍さんでした。でもポツダム宣言に基づいて日本は新しい国づくりをすると国際社会にむけて約束していますから、またポツダム宣言は日本の戦後の国の基本、憲法の基本ですから、その宣言の内容を知らないなんて、政治家としてあるまじきことです。

ポツダム宣言の中で、戦争指導者を追放するとか、武装を解除するとか、民主主義の復活強化についての障害を除去するとか、人権を尊重するとか、再軍備につながる産業は許さないなどと書いています。もちろんこれらの義務は、中央・地方を問わず適用されます。

ちなみに、第 11 項では「日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス」と、再軍備につながる産業を維持することは許されないと明記しています。もちろん日本はその後のサンフランシスコ講和条約（1952 年発効）で独立しましたが、しかしポツダム宣言のこの部分を消した法律はないんです。だから最近のように、日本企業が兵器を開発・生産し、それを自衛隊に納めたり外国に輸出し、この関係を促進するために政権党に多額の政治献金をするなどといったことは、どれもポツダム宣言の 11 項に反することでしょう。

しかし今はその話ではなくて、戦争指導者を追放するとか武装解除するとか人権を尊重するというのは、どれも戦前に内務省がやっていた戦争政策の全面否定を意味するということを指

摘したいのです。

先ほどお話ししたように、内務省は軍国主義的な中央集権、地方を戦争に巻き込むような政治をしてきました。特高が元締めになり国民の思想を統制してきました。だから内務省のやっていたことは、ポツダム宣言の受諾を受けて全否定される。だから内務省が解体されていくのですが（1947年末）、その元はポツダム宣言にあります。

(2) 憲法第8章（92条以下）

日本国憲法の第8章は、地方自治を規定します。それは裏を返せば、中央集権を否定することです。だから日本国憲法で地方自治や平和主義を置くことが、結局内務省を中心に進めていた軍国主義的な中央集権政治を全否定することになったわけです。軍の解体は憲法9条と当然関わり、内務省の解体は憲法第8章で地方自治を謳っていくなかで当然のことだったと言えます。もっともそのことは、他の行政機関が地方に介入したこと、たとえば地方教育行政に介入した文部省を免責することにはなりません。

日本国憲法に基づく平和自治権という少し抽象的なお話をします。日本国憲法第8章、第92条以降に地方自治のことが明記されました。この点で、大日本帝国憲法とはまったく異なります。冒頭でお話ししたように、大日本帝国憲法には「地方」という概念を置かれませんでした。

地方自治体の組織や運営は、「地方自治の本質」に基づき、法律で規定することが定められました（92条）。住民は地方政治の主体となり、住民のための地方政治を行う、すなわち住民自治の原則が定められました（93条）。また自治体が条例制定権、地方行政権、地方財産管理権などの地方自治権を行使することが定められました（93条、94条）。これを団体自治の原則と呼んでいます。さらに特定の地方自治体にだけ適用される法律を制定するときは（そのような法律によって、中央政府が特定の地方自治体の自治権を侵害するおそれがありますから）、住民投票で承認されなければならないことになりました（95条）。

では、自治体は具体的に何を必要とするのか。憲法上、国家には人権を尊重する義務があります。憲法13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。ここで国政とは、中央政府の政治だけでなく、地方自治体の地方政治もふくむことは当然です。そのほか人権の不可侵性を規定する11条や97条、憲法の最高法規性を規定する98条、公務員の憲法尊重擁護義務を規定する99条なども、国家の人権尊重義務の根拠となります。

この人権の一つとして、平和的生存権があります。これは憲法前文に書かれているもので「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利（the right to live in peace, free from fear and want）を有することを確認する。」とあります。

また日本国憲法前文は、憲法制定者である国民が「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」すること、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」こと、と述べています。こういった国民の意思（決意や思い）に基づいた政治を行うべきであることは、中央でも地方でも変わりません。

とすれば自治体は、住民の平和に生きる権利を守るために、また戦争を再び起こさないために、92条以下が定めた自治権を行使することができ、またその自治権を行使する義務を負っていると解するべきでしょう。また自治体がやるべきことは、地方自治法（自治法）にも書かれています。現行の自治法では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」（1条の二）とあります。この「住民の福祉」のなから、平和に生きる権利の享有を除く理由はありません。

平和のために自治体や住民によって行使される自治権を、ここでは「平和自治権」と呼びましょう。「平和自治権」には3つの内容があるの

で、それぞれを整理してお話したいと思います。1つは「受動的平和自治権」、2つ目は「能動的平和自治権」、3つ目は「平和主義的抵抗権」です。

〈受動的平和自治権〉

まず「受動的平和自治権」についてです。平和を実現するために自治体が行使する平和自治権の中に「受動的平和自治権」と呼ばれるものがあります。例えば、中央政府が住民の平和的生存権を害するような政治を行おうとしたとき、あるいは国民の「決意」に反して戦争の惨禍を起こそうとしたときに、法的手段をつくしてそれに抵抗する自治権。これが「受動的平和自治権」です。

例をあげていきましょう。かつて北海道で長沼ナイキ訴訟という事件がありました。国が長沼町にミサイル基地を建設しようとしたときの事件です。当然、他国との軍事紛争が生じた時には、この長沼町が真っ先に他国からの攻撃対象に選ばれるはずですが、こういうふうには、国が軍事施設が置かれると、結果的にはその周辺の住民が一番危険に追いやられることになる。これは周辺住民の平和的生存権を侵害するといってもよいでしょう。このことは長沼ナイキ訴訟の一審判決（札幌地方裁判所）で、裁判官も認めたことです。

しかし住民の権利（平和的生存権）を守るために自治権を行使することは、自治体のもつ権限であり、同時に責務なのです。ですから、ミサイル基地建設を阻止するために、自治体のできることは何か、これを考える必要があります。これが自治体の、受動的平和自治権です。

今、南西諸島、鹿児島から沖縄にかけての島々に自衛隊の基地や設備が次々と作られていますね。このような基地やその設備、とくに陸上自衛隊など設備を設けると、仮に台湾における米中の軍事紛争が発生したときに、かえって攻撃対象になりやすくなってしまいます。

南西諸島に住む人は、150万人もいるんです。その150万人を安全な場所に運ぶなんて、絶対不可能です。戦争中に沖縄の人たちを疎開させる

ために対馬丸という船を出し、アメリカの潜水艦に撃沈された事件はご存知だと思います。だから150万人が住んでいるところをわざわざ攻撃対象にさせるような政治を国が行うことはおかしい。自治体はそういった攻撃対象になることをそもそもさせないために、自衛隊の設備などを作ることに、受動的平和自治権を行使して対抗するしかないだろうと思います。

〈能動的平和自治権〉

地方自治体の役割の2つ目は、能動的平和自治権です。人々の生活を害するようなことがあった時に抵抗することを先ほど「受動的」と言いましたが、もっと積極的・能動的に住民の平和的生存権を守るための地方政治、平和な環境をつくるための地方政治を行うことが自治体にとって重要ではないかと考えています。これを「能動的平和自治権」と私は呼びます。

例えば、平和基本条例を自治体で作ったり、第二次世界大戦時の災害・被害の情報を収集・保存したり、平和の教育活動を支援したり国際交流を促進したり、非核非武装都市宣言を行うといったことは自治体が能動的に行うことができることであるし、またそういったことを自治体は行わなければいけないのではないのでしょうか。

〈住民の平和主義的抵抗権〉

ここまでは、地方自治体が受動的・能動的に何をすべきかということをお話してきました。しかし住民にも、地方自治の担い手、地方政治の主人公として、地方の平和政治に関わっていくことができるはずです。

住民は地方で、平和侵害の政治に抵抗する権利を持ちます。そのような抵抗権を行使することの直接の法的根拠は、憲法が保障する自由権、たとえば、憲法前文の平和的生存権、憲法19条が保障する思想良心の自由（「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」）（19条）、表現の自由（21条）などに根拠があります。軍事目的の動員に対しては、憲法18条が保障する人身

の自由（「…犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」）が根拠となるでしょう。もちろんこれらの自由権は、一般には、他者の人権との調整などを理由として（「公共の福祉」）、必要最小限の制約を受ける可能性があります。しかし憲法9条は戦争の放棄と戦力不保持を定めているので、軍事目的には公共性が否定されますから、そのような権利制約は憲法上の正当性も持ちません。

またそのような平和主義的な抵抗権を行使する住民の責務は、日本国憲法第12条「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」というところにも根拠があります。

自治体も地方の住民も平和自治権の主体として、平和な地方自治を進めていくための役割を負っているということ。国に任せるのではなく、地方自治体や住民がその中心的な役割を負わなければならないことを強調してきました。

4 安保戦略と改憲論における自治体動員

(1) 安保戦略と自治体動員

急速にすすんでいる日本の軍事化について話を進めましょう。2022年末に国家安全保障戦略をはじめとする安保三文書が成立しました。

この日本の国家安全保障戦略は、同年の夏にアメリカが作った国家安全保障戦略（NSS）と歩調を合わせるものでした。NSSは、アメリカが中国と対抗するために、アメリカ単独ではなく、同盟国を巻き込んで中国と対抗するということを書いています。同年12月に作られた日本の国家安全保障戦略は、このNSSを日本で適用するために、日本がアメリカと一緒に中国と対抗関係に立つことを決めました。

そのためには日本は、中国に向けた敵地攻撃能力を持ち、そのような能力を行使するためのミサイルなどの兵器を買うために軍事費をGDP2%へと引き上げることなどが定められました。このいわゆる「岸田軍拡」は、まるで戦時国家財政のようなものです。2023年度から27年度予算までの5年間で43兆円、28年度以降は

さらに軍事費は増えていくことになるでしょう。それが私たちの社会経済生活を破壊するものであることは言うまでもありません。

その中で自治体はどのような役割をもつのでしょうか。一般市民が国家安保戦略の全部を読み通すのはなかなか大変かもしれませんが、ぜひ原文にあたって、その危険性をしっかりと把握してください。

では自治体の役割について、です。安保戦略には、自衛官不足に対処するということが書かれています。日本では自衛隊員が定員を割り、なかなか若い人が自衛隊員にならない。これはきわめて深刻な問題だと、防衛省は受け止めているようです。そういう状況下で、自衛隊の活動が社会の中で適切に、もっともっとプラスに評価されるようにすることがその対処として重要だと考えていることが分かります。社会の評価があがれば、自衛官不足は解消できるというのですね。でも若者が自衛官になりたがらない理由って、そういうことなののでしょうか。

ここで、自衛隊員のリクルートのために、自治体の住民情報が流用されていることを想起してください。ここに自治体が動員されます。

また自治体のインフラ管理権を弱めることを、国はすすめるようとしています。



（特定利用空港・港湾の指定 時事 2024年3月27日）

戦後の港湾法によって、港湾は自治体の管轄になりました。だから国が口を挟めないことがたくさんあります。また空港法においても同様で、拠点空港（羽田や新千歳など）以外の多くの空港は、地方管理空港として地方自治体が管理することになっています。

そういう法律があるにもかかわらず、国が空港や港湾について、特定利用空港・港湾として指定する。そして一方でお金出して「港の整備をします」「飛行場の整備をします」といい、見返りとしてそれらの空港や港湾を自衛隊がふだんから使えるよう、地方自治体と協定を結ぼうとしています。その例がこの図です。すでに 23 年末から 24 年前半にかけ、全国で 16 か所の港湾や空港を国が特定利用空港・港湾に指定しました。

難色を示す自治体もあり、今は 16 にとどまっています。が、台湾有事をみすえた国は西日本でこれを増やしていきたいはずです。協定を結べば、国は自治体に対し、あるいは地方自治に対して戦争につながるような政策を強要できることとなります。戦後の港湾・空港管理のあり方を根底から変えてしまおうとしているのです。

安保戦略には「国民保護のための体制を強化する」と書かれています。国民保護という言葉に騙されてはいけません。それは国民の命を守る政策ではなく、土地や住民を戦争に動員する政策のことです。20 年ほど前に国民保護法が作られたときに明らかにされたことですが、国民保護のためといって国民や住民や土地を戦争に動員する、その一つが今検討されている南西諸島の軍事化です。

先ほど触れましたが、150 万人の住民をどう本土に移すのでしょうか。移転先として熊本や山口などがあげられますが、そこが安全だという保証はありません。また国は、本土に逃げるができなかった人のために、南西諸島にシェルターを作ることを考えているようです。現在シェルター設置が予定されているのは先島諸島の 4 つで、備蓄食料は 2 週間分です。4 つのシェルタ

ーに入れなかった人はどうなるのでしょうか。また運良くシェルターに入れたとしても 2 週間経ったらどうなのでしょう。沖縄戦のとき、日本軍が洞窟に隠れている住民を追い出したことがありました。それと同じことが繰り返されるかもしれません。

こういったなかで、自治体は何をすべきでしょうか。戦争が起きた後の住民「保護」は手遅れで、あまり実効性はないと思います。そうではなくて、戦争が起きないようにするために抵抗をする必要があります。戦争を起させないように、南西諸島であれば基地を作らせない地方政治が重要です。

2021 年、重要土地利用規制法が作られました。全国の指定された場所については、安全保障を理由にその周囲の人々の利用権を制限し、さらには財産権、土地の取得についても規制をかけようという法律です。軍事的目的の土地利用に反対する住民を排除することも可能になるのではないかと。国民をスパイとして扱った戦前の軍事保護法に匹敵するものではないかという指摘があります。

重要土地利用規制法によれば、内閣総理大臣は自治体の長に対して、「資料を提供したり意見の開陳その他の協力を求めること」と規定されています。しかし同法 22 条は、国と地方の対等な関係を保障したものではありません。むしろ国のすすめる政策に対して自治体が嫌々でも従わざるをえないような法律の立てつけになっています。すでに全国で 583 の施設がこの重要土地利用規制法の指定対象に選ばれており、その中には軍事基地も含まれています。そうするとこのような施設の利用等について内閣総理大臣、国が積極的に政治を進めていく時に、自治体にはそれに抵抗する力がほとんどないということになっています。

J アラート、すなわち全国瞬時警報システムはどうでしょうか。アラートが鳴ったから真剣に机の下に潜ろうなんて、馬鹿馬鹿しくてみんな考えなくなっているような気がします。いかがでしょう。そういった有効性も、また必要性

も疑わしい防空活動に国民を動員するためのものになっています。安保戦略は懲りもせず「Jアラートをふんだんに強化しつつ、弾道ミサイルを想定した避難行動に関する周知・啓発に取り組む」と書いていますが、戦前、内務省が主導した防空法の愚かしさ、それを復活させることになっていません。

「平素から国民や地方公共団体、企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深めるための取組を行う」、これが安保戦略の中の自治体動員に関するもっとも包括的な表現です。自治体はイデオロギー統制の対象として考えられています。1937年、国民精神総動員実施要綱。「此ノ際時局ニ関スル宣伝方策及国民強化運動方策ノ実施トシテ官民一体トナリテ大国民運動ヲ起サントス」。この1937年の国民精神総動員の発想が、この安保戦略の中に受け継がれていると思っています。

こうしてみると、大日本帝国憲法下で行われていた内務省を主導とする国民の動員、中央集権、軍事主義的な政治が、現在の安保戦略下において、例えば国が介入して地方の住民情報を使った自衛官募集、戦後の地方による港湾管理の原則を覆す特定利用空港・港湾制度の導入、住民を巻き込んだ沖縄戦を再び繰り返すかのような国民保護、国民をスパイ視する軍事保護法を再現する重要土地利用法、おろかしい国民防空を再現するJアラート、そして国民精神総動員を再現する安保戦略というかたちで再現されつつあります。

(2) 地方自治法改正と自治体動員

2024年6月、地方自治法が改正されました。国は自治体に対して、大規模な災害、感染症の蔓延その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の場合（つまり重大事態の場合）には、特に個別の規定がなくとも国務大臣が自治体に必要な指示（補充的指示）をすることができる、ということになりました。

私をふくめて憲法学者、行政法学者は、この

ような国の補充的指示権というのは、結果的に憲法8章が保障する地方自治権、とりわけ団体自治を害するおそれがあると批判してきました。とくに①このような指示権が行使される重大事態の範囲が明確ではないこと、②指示権が必要ならそれを法律で特定すればよいのであり、一般的な指示権を創設する必要はないこと、など、この指示権が濫用される危険性は、見過ごせません。

残念ながら、この地方自治法改悪案は成立してしまいました。地方自治法の改悪問題についての詳細は時間の都合により割愛しますが、今後は、この改悪地方自治法が実際に動かされないようにするために、国民・住民の抵抗が必要だと思えます。

(3) 改憲と自治体職員

最後に憲法改正、改憲と自治体動員のことにについて簡単に触れることにします。

自民党が考えている日本国憲法の改正、その柱の一つが9条改憲です。自民党の憲法改正、18年の「たたき台素案」によると、9条のあとに新しく9条の2を設け、そこでは「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を講ずることを妨げず、そのための実力組織として、法律のためのもことにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮官とする自衛隊を保持する」というのです。

ここには、地方という言葉は書いていません。しかし「平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置」というところを根拠にして、自治権を制限したり、後方支援を強制したり、そのほか自治体に対する国の指示権行使を読み込むことがあり得るかもしれません。いままでは軍事に公共性はなかったけれど、この改憲によって、軍事に公共性が認められる。公共性があるのですから、それを理由に、自治体の自治権や国民の自由を制約する根拠へと、正当性が「格上げ」されるからです。そうすると、重要影響事態や存立危機事態などの軍事的「事態」には、国が地方自治体を強制的に動員

する可能性が生じます。

自民党の改憲のもう一つの項目は、緊急事態条項の創設改憲です。いくつかのヴァリエーションがありますが、2012年の自民党「憲法改正草案」によれば、①緊急事態において、内閣あるいは首相が緊急事態を宣言すること（緊急事態宣言権）、②緊急事態において内閣は、法律の委任がなくとも、緊急政令を制定することができること（緊急政令制定権）、③内閣は、国会の事前の承認がなくとも、財政処分を行うことができること（緊急財政処分権）、④内閣・国務大臣は、法律の定めがなくとも、自治体の長に対して、指示や命令をできること（緊急地方指示権）などが考えられています。緊急事態における地方自治権の全面的停止の可能性があることに注意してください。

自民党の緊急事態条項創設改憲には、もう一つ、②~④とは異なり、⑤緊急事態において、国会議員の任期は延長されること、⑥国会議員の選挙は延期すること、があります。これは緊急事態条項改憲のなかで、議員任期延長改憲とよばれるものです。議員任期延長改憲については、自民党だけではなく、公明党、維新、国民民主といった野党も賛成の姿勢をとっています。現在のところ立憲民主、共産、社民などが反対していますが、国民民主と維新と公明がここには乗る可能性が高い。

最後に結論を述べておしまいにしましょう。日本の戦後 79 年の歴史、第二次世界大戦以降の歴史は平和と地方自治を守る歴史であり、逆にその平和と地方自治を害する企みの歴史でもありました。しかし日本国憲法は、そのような平和と地方自治を害する企みに対する抵抗の契機を持っているのです。

地方自治体には受動的な平和自治権と、能動的な平和自治権があります。また住民には、平和主義的な抵抗権があります。これらの自治権や抵抗権を効果的に行使することによって、憲法の根本に手をつける憲法改悪に対抗することができるかもしれません。以上で報告を終わり

ます。ありがとうございました。

ブラ林 in 浜松

ミャンマーの足跡をたどって

県内各地の街を歩いて、その地域の歴史や風土を紹介します。第12回目は、日本とミャンマーの知られざる関係をたどって浜松市を歩きます。

林副理事長がブラリと歩くこの連載は、あくまで旅行記で主観的な感想が含まれます。

静岡県において在静のミャンマーの人たちを支援し民主化を目指す運動をしていることから、もっと歴史をよく知ろうということで、先日『物語ビルマの歴史 王朝時代から現代まで(中公新書)』を読み終わりました。日本とミャンマーの関係は、静岡県が深く関わっていることがわかりました。今日のブラ林は、他の文献も参考にしながらそのミャンマーの歴史の足跡を浜松に探します。ビルマというのはミャンマーの旧国名で、現地ではビルマはどちらかという口語、ミャンマーは文語となるそうです。



大草山展望台からの眺め

◎「ビルマゆかりの碑」

舘山寺ロープウェイに乗って大草山展望台まで行くと、建物の右側に「ビルマゆかりの碑」が。碑文には「ビルマ建国の父、オンサン將軍のゆかりの地に建てられた」とあります。ちな

みにオンサン將軍とは、現在国軍によって拘束されているアウンサンスーチー國家顧問のお父さん、ミャンマーの國父と慕われるアウンサン將軍のことです。この碑は、日緬戦友会など建設委員会を立ち上げて建てられた碑。当時の静岡県知事、竹山祐太郎氏も建立に協力し、県が管理しています。ここでいう「ゆかりの地」とはどういうことでしょうか？

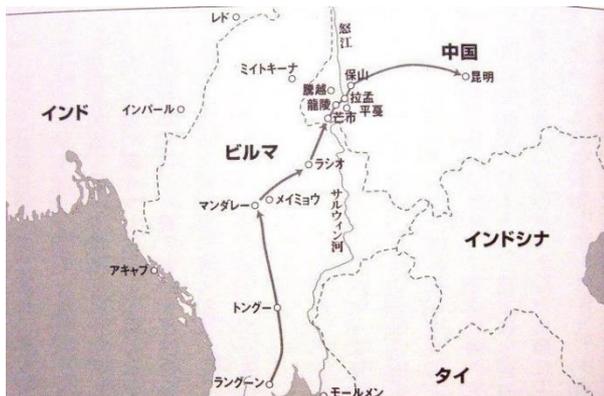


「ビルマゆかりの碑」

◎アウンサン氏、浜松へ

満州事変を契機として日本軍が中国に奥深く侵攻し、英米など連合国は英領ビルマから重慶に至る援蔣ルートにより中国を支えます。日本軍としては、このルートの遮断が至上命題で、このルートをめぐっては英米中と日本の間で死にものぐるいの戦いが行われました。このルー

ト遮断の作戦の遂行は、軍によって設置された謀略機関、南機関の重要な任務でした。



当時の援将ルート

南機関を率いる鈴木敬司大佐(写真3)はラングーン(現ヤンゴン)に入り、ビルマの反英独立運動、タキン党と接触を持ちました。その中で、タキン党の若きリーダー、アウンサンとラミヤインが、中国共産党と接触するために中国・アモイに行った情報を得ます。それをアモイの日本租界の憲兵に伝えて両名を逮捕拘束し、1940年11月羽田に送りました。



鈴木敬司大佐(当時) ウィキペディアより

鈴木大佐は、ビルマ独立運動を支援することによってイギリスをビルマから駆逐することをめざし、アウンサンらに日本に協力するよう迫

りました。そのときすでに南京などの残虐行為が世界で知られており、日本と組むことは相当躊躇したと思います。承諾したのは日本に連れてこられて拘束されている以上、他に選択肢がなかったからかもしれません。

その一方日本軍の上層は、鈴木大佐がビルマ独立運動に援助することは越権行為と言う声が多数でした。そこで鈴木大佐は両名を自分の郷里の浜松にかくまうことにしました。



浜松市に潜むラミヤン(左)とアウンサン

浜松市に潜むラミヤンとアウンサン(泉谷「ビルマ独立秘史」より)

しばらく鴨江の妻の実家にかくまわれていましたが近所の噂になり、弁天島の小松屋という旅館に移動しました。HP「ミャンマーの青い鳥」によれば、現在の丸八真綿の研修所・保養所 Bentenkan の敷地の一部にありました。海が見える2階の部屋だったようで、遠州灘をみて複雑な心境だったのでしょうか。



小松屋旅館跡地。現丸八真綿の研修所・保養所 Bentenkan



小松屋旅館の前の海岸

南機関のメンバー、泉谷達郎の著作によれば、かつては元機関員が毎年9月20日の鈴木大佐の命日に集まって回顧談に花を咲かせていたといえます。スーチーさんも京大研究員の時代に、父親の研究でここに聞き取り調査に訪れたそうです。

次に両名は奥浜名湖の館山寺へとその隠れ家に移されることとなります。そのころはまだ温泉が掘られる前、人目を忍ぶひなびた保養地で館山寺観光ホテルに滞在しました。これは1982年まではアウンサン滞在当時の建物でしたが、今遠鉄の「ホテル九重」が建っています(現在閉鎖)。



ホテル九重(現在閉鎖)

◎日本軍のビルマ侵攻と独立の狭間

南機関は、鈴木大佐の構想が一定参謀本部に認められ、いよいよ謀略を開始します。アウンサンは1941年2月にビルマに戻りタキン党の若手30名を国外に脱出させて、中国南部、ハイナ

ン島で南機関による軍事訓練が実施されます。この30人を中心に鈴木大佐は「ビルマ独立義勇軍BIA」を結成しトップに座りました。鈴木大佐は、軍部上部には日本軍を補助する現地の義勇軍と説明し、BIAにはビルマ独立を達成するためのビルマ人の軍隊と説明しました。この二重の説明がBIAを引き裂きます。日本軍はビルマに侵攻、瞬く間にイギリスをインドへ駆逐します。

ビルマを日本の手中に収め援蒋ルート of 遮断の作戦成功によって、南機関の解体、鈴木大佐の本国召還を機に軍部上部とビルマ人の運動は矛盾を深め、秘密裏に国軍BIA、ビルマ共産党、人民革命党らで抗日組織、反ファシズム自由連盟をつくります。悲惨なインパールでの日本撤退を機にビルマ国軍(BIAから改組)はイギリス側につき日本軍との戦闘に入ります。この流れをみるならば、ミャンマーの人たちは当時の日本を信頼していたわけではなく、鈴木大佐ほかビルマ独立を説いた日本人に恩義を感じていると思います。



アウンサン将軍 wikiより

◎南機関、戦後史にも大きく影響

アウンサンはイギリス統治下の首相に就任し独立交渉を進めていきますが、その直前で政敵によって暗殺されます。BIAを築いた「30人の志士」は、独立後の政府閣僚や国軍幹部になっていきます。

一方戦後すぐの日本の食糧難の時代、ビルマから米を緊急輸入できたのも、鈴木氏による南機関コネクションとされています。

クーデター後の2021年11月、日本財団の笹川陽平氏が、国民弾圧の責任者、ミン・アウン・フライン国軍総司令官と会談したニュースが流れました。日本財団は、国軍と自衛隊の交流プログラムを持っていて、その代表が浜松にも訪れ鈴木氏の墓地に墓参しています。



国軍と自衛隊の交流プログラムによって鈴木大佐の墓に敬礼する国軍将校たち（日本財団「四季折々の雑記」より）

笹川氏の父良一氏はA級戦犯の容疑で巣鴨プリズンに収容され、もしかしたらBC級戦犯だった鈴木氏と何らかのつながりがあったのかもしれませんが（鈴木氏はビルマに移送され釈放）。いずれにしても、当時の南機関と戦後の日本・ビルマの関係、今の日本・ミャンマーの国軍との関係が連綿と続いているのではないかと考えられます。



浜松市南区の鈴木家の菩提寺

笹川財団と国軍の関係を解説する海外メディア
<https://www.newsweekjapan.jp/.../2021/05/post-96211.php>

参考文献等

根本 敬「物語ビルマの歴史 王朝時代から現代まで」

泉谷達郎「ビルマ独立秘史 その名は南機関」

柳田文男「ビルマ独立義勇軍から国軍クーデターへ」

HP「ミャンマーの青い鳥」

(2021年12月4日取材したものに加筆)